

国際連合大学ゼロエミッションフォーラム会則

第1章 総則

第1条（名称）

本会は「国際連合大学ゼロエミッションフォーラム」と称する（以下、「フォーラム」と呼ぶ）。

第2条（目的）

フォーラムは、産業界、自治体・地域活動および学界の3つのネットワークが相互に連携して、環境、経済および社会を総合的に考慮した持続可能な発展を目指すゼロエミッション構想の普及及び実現を推進することを目的とする。

第3条（活動）

フォーラムは前条の目的を達成するために、国際連合大学を中心として以下の活動を行なう。

ゼロエミッションに関わる会議・研究会などの開催および運営
異業種交流、地域交流および研究活動の支援
情報の提供および広報
その他、前条の目的を達成するために必要な活動

第2章 会員

第4条（組織）

フォーラムは、その目的に賛同し、その活動に参加・貢献しうる会員で構成される産業界ネットワーク、自治体ネットワークおよび学界ネットワークからなる。産業界ネットワークは企業・団体など、自治体ネットワークは行政機関・自治体・地域活動団体など、学界ネットワークは研究者・教育者などで構成される。

第5条（会員）

- 1．フォーラムの会員は、法人会員と個人会員とする。
- 2．法人会員は、産業界ネットワークに参加する企業と団体、また、自治体・地域ネットワークに参加する行政機関、自治体、団体および非営利団体(NPO、NGO)とする。
- 3．個人会員は、学界ネットワークに参加する大学・高専・公的研究機関などの研究者および教育関係者、または各ネットワークが参加を求める有識者とする。

第6条（入会および退会）

- 1．フォーラムの会員になろうとするものは、別に定める書式の入会申込書を会長に提出し運営委員会の承認を必要とする。会員数の状況については理事会および総会で報告する。
- 2．会員が退会しようとするときは、その旨を書面をもって会長に提出しなければならない。

第3章 役員および評議員

第7条（役員）

フォーラムには、次の役員を置く。

会長	1名
産業界ネットワーク代表	1名
自治体ネットワーク代表	1名
学界ネットワーク代表	1名
理事	30名以内
監事	2名以内

第8条（理事および監事の選任）

- 1．理事および監事は、会員の中から選挙で選出する。
- 2．理事の数は、原則として各ネットワーク同数とする。

第9条（会長、各ネットワーク代表および運営委員の選任）

- 1．会長は理事の互選により選出する。
- 2．各ネットワーク代表は、各ネットワークの理事の互選により選出する。
- 3．運営委員は会長および各ネットワークの代表により各会員より選出する。

第10条（職務）

- 1．会長はフォーラムを代表し、業務を総理し、総会、理事会および評議会の議長となる。
- 2．各ネットワーク代表は、各ネットワークを代表し、その活動の運営にあたる。
- 3．理事は、理事会を構成し、業務の執行を決定する。
- 4．監事は、会計および会務運営を監査する。

第11条（任期）

- 1．役員の仕事は2年とする。ただし再任を妨げない。

2．補欠または増員により選出された役員の任期は、前任者または現任者の残任期間とする。

3．役員はその任期満了後も後任者が就任するまでは引き続きその職務を行なう。

第12条（評議員）

1．フォーラムは評議員会を置くことができる。

2．会長は、理事会の承認を得て、会員の中から評議員を委嘱することができる。

3．評議員会は、フォーラムの運営に関する重要な事項について、会長の求めに応じて審議し、総会および理事会で意見を述べるすることができる。

第4章 総会、理事会および運営委員会

第13条（定期総会）

1．総会は、フォーラム会員で構成され、その運営に関する重要事項を議決する。

2．総会は、会長が招集し、毎年1回開催する。

3．総会は、会員の議決権の過半数をもって成立とする。

4．議事は、出席会員の議決権の過半数をもって決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

5．議決権は、会員口数に応じた数とする。

6．委任状を提出した会員は、出席したものとみなす。

第14条（臨時総会）

1．臨時総会は、フォーラムの会員で構成され、緊急事項を議決する。

2．臨時総会は、会長が招集し、緊急議題発生時に開催する。

3．臨時総会の成立条件は定期総会に準ずる。

第15条（理事会）

1．理事会は、理事で構成され、フォーラムの業務の執行に関する事項を決定する。

2．理事会は会長が招集し、毎年1回以上開催する。

3．理事会の議長は、会長がこれにあたる。

4．監事は理事会に出席して意見を述べるすることができる。

第16条（運営委員会）

1．運営委員会は運営委員で構成され、フォーラムの目的に沿った活動計画の企画を立案、運営する。

2．運営委員会は会長が招集し、原則として毎月1回開催する。

3．運営委員会の議長は、会長がこれにあたる。

第5章 ネットワーク

第17条（ネットワーク）

- 1．フォーラムは、産業界、自治体および学界の三つのネットワークを持つ。
- 2．ネットワークは、その代表のもとに、フォーラムの目的に沿った企画を立案し、運営する。
- 3．ネットワークは活動を企画するために、独自に企画部会を持つことができる。

第6章 会計

第18条（経費）

- 1．フォーラムの運営に関する経費は、会費およびその他の収入をもってあてる。
- 2．会費は、別途定める。

第19条（予算および決算）

フォーラムの予算および決算は、総会の承認を受けなければならない。

第20条（会計期間）

フォーラムの会計期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

第7章 事務局

第21条（事務局）

- 1．本会の事務を処理するために、国際連合大学内に事務局を置く。
- 2．事務局は、事務局長1名とその他必要に応じて置かれる事務局員若干名により構成され、事務局長は、原則として国際連合大学の職員がその任にあたる。
- 3．事務局長は、理事会の指示に従い本会の運営を行なう。

第8章 表彰

第22条（表彰）

フォーラムの諸活動に顕著な活動をした会員（組織）を総会で表彰する。自薦および他薦で運営委員会の賛同を得て理事会で承認、総会で表彰する。

第9章 会則の変更および解散

第23条（会則の変更）

会則は、総会の議決をもって変更できる。

第24条（解散）

フォーラムは、第2条の目的を達成したときに、総会の議決をもって解散する。

第10章 補則

第25条（補則）

本会則の施行に関して必要な事項は、会長が理事会の議決を得て、別に定めることができる。

(附則) 設立時の会則について

1. この会則は、平成12年4月20日から施行する。
2. 初年度の会計期間は、会則の規定に関わらず平成12年4月20日から平成13年3月31日までとする。
3. 初年度の会計期間の活動計画および収支予算は、会則の規定に関わらず平成12年4月20日から平成13年3月31日までとする。
4. 設立当初の役員の任期は、会則の規定に関わらず平成12年4月20日から平成13年3月31日までとする。
5. 立総会は、会則の規定に関わらず、出席する会員をもって成立する。
6. 設立当初の会長は、会則の規定に関わらず設立総会において、出席会員の議決によって選出する。
7. 設立当初の理事および監事は、会則の規定に関わらず設立準備委員会の推薦に基づき、会長が指名する。
8. 設立当初の評議員は、会長が設立発起人より指名し委嘱する。

(附則) 会費に関する件

1. 産業界法人会員（資本金1億円以上）：20万円/口、1口以上
（従業員3000人以上の企業は、2口以上を原則とする）
産業界法人会員（資本金1億円以下）：5万円/口、1口以上
（従業員100人以上の企業は、2口以上を原則とする）
2. 都道府県および政令指定都市：10万円
人口2万人以上の自治体：5万円
人口2万人未満の自治体：3万円
非営利団体およびそれに準ずる各種団体：3万円
3. 個人会員：5千円/口、1口以上
（原則として、大学・公的研究機関の研究者および教育者に限定）

(附則) 共催および後援に関する規定

1. 本フォーラムが、他団体が中心となる企画を共催または後援する場合は、以下の条件を満たすこととする。
本フォーラムの設立趣意に反しないこと
営利を目的としないこと

2. 本フォーラムが、他団体の企画を共催または後援する場合は、原則として費用負担を行わない。
3. 共催または後援の認可は、運営委員会の議を経て会長が行う。

(会則改定履歴)

2001年度(第2回定期総会)

1. (附則) 会費の変更
2. (附則) 共催および後援に関する規定 の追加

2002年度(第3回定期総会)

1. 第2条(目的)の変更
2. 第7条(入会および退会)の変更
3. 第10条(会長、各ネットワーク代表の選任)の変更
4. 第10条 3. の追加
5. 第4章 総会、理事会 の変更
6. 第16条(運営委員会)の追加
7. 第8章 表彰 の追加
8. 上記変更(追加)により、各章及び各条の番号の変更

2003年度(第4回定期総会)

1. 第5条(正会員)会員名の変更(正会員 会員)
2. 第6条(準会員)削除
3. 第12条(任期)任期の変更(1年 2年)
4. 第14条(総会)総会名の変更(総会 定期総会)
5. 第15条(臨時総会)の追加
6. (附則) 会費に関する件(会費の変更)

2005年度(第6回定期総会)

- (附則) 会費に関する件(会費の変更)